

マージン率等の公開資料



株式会社 フラット

労働者派遣法第23条5項目に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和2年度（平成31年3月～令和2年2月）)

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

| 派遣労働者数 | 派遣先事業所数 | ①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均) | ②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均) | マージン率 (①-②) ÷ ① |
|--------|---------|----------------------------|----------------------------|--------------------|
| 17 | 4 | 32,430 | 19,158 | 40.9% |

・マージン率とは

派遣先より株式会社フラットに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

・マージンに含まれる費用

| | | |
|--------|--|--|
| 社会保険料 | 健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分 | |
| 有給休暇 | 年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません） | |
| 会社運営経費 | 健康診断 | 一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用 |
| | 募集 | 派遣労働者の募集にかかる求人媒体費（求人誌及びインターネット等）、登録会場費 |
| | 就業管理 | 派遣労働者の就業に関する費用 (登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等) |
| | 営業 | 営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続費用・事務所費・通信費等 |
| 営業利益 | 労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益 | |

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- ・情報セキュリティ教育
- ・ビジネスマナー教育
- ・システム構築研修

3. その他参考と認められる事項

関東IT健康保険組合の福利厚生施設や、その他のサービスが受けられます。

※社会保険加入者のみ

4. 本件に関する問い合わせ連絡先

株式会社 フラット 管理部 03-6431-9896